



# 第1章

## 基本的な考え方

# 1 「東京都教育ビジョン」とは

この「東京都教育ビジョン（第4次）」は、平成31（2019）年度から平成35（2023）年度までの5年間で、東京都教育委員会として取り組むべき基本的な方針と、その達成に向けた施策展開の方向性を示した「教育振興基本計画」（教育基本法第17条第2項）として策定するものです。とりわけ、変化の激しい現代社会では、このビジョンを都内公立学校の教職員をはじめとする全ての教育関係者の“羅針盤”として、これから目指すべき方向性を共有していくことが不可欠です。

本ビジョンの下に、学校と家庭、地域・社会の英知を結集し、子供たちのために一体となって様々な取組や実践を展開していくことこそが、幼児・児童・生徒（以下「児童・生徒」という。）の健全な育成に資するとともに、生涯にわたり学ぶ機会を提供することにつながるものと考えます。

## 教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

## 【これまでの主な経緯】

- ▶ 平成16年4月に、東京都教育委員会は「東京都教育ビジョン」を策定し、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の年齢段階別に、東京都における今後の取組を12の方向とそれに基づく33の提言として示した。
- ▶ 国においては、平成18年に、約60年ぶりに「教育基本法」を改正し、その中で新しい時代の教育の基本理念が明示された。
- ▶ 平成20年3月、平成21年3月には、この改正を踏まえ、「生きる力」を育むことを基本的な考え方として、学習指導要領の改訂が行われた。
- ▶ 平成20年5月に、「東京都教育ビジョン（第2次）」を策定し、東京都が目指すこれからの教育の柱として、「社会全体で子供の教育に取り組む」とことと「生きる力をはぐくむ教育を推進する」ことを挙げ、取組の方向と主要施策を示した。
- ▶ 平成23年12月に、東京都は新たな長期ビジョンとして「2020年の東京」を策定し、平成32（2020）年に向けて、東京が目指す姿と都政運営の道筋等を示した。
- ▶ こうした中、平成25年4月、東京都教育委員会は、東京都の「教育振興基本計画」として、「東京都教育ビジョン（第3次）」を策定し、今後取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示した。
- ▶ 平成25年9月に2020年オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）を東京で開催することが決定した後、平成26年12月に、東京都は、

東京 2020 大会成功に向けた取組や大会後の東京の将来を見据えたグランドデザインを描いた「東京都長期ビジョン」を策定し、「世界一の都市・東京」の創造を目指した都政の大方針を明らかにした。

- ▶ 国においては、平成 27 年 4 月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」の施行により、従前の委員長と教育長を一本化した新「教育長」を設置すること、「総合教育会議」を設置すること、教育に関する「大綱」を首長が策定すること等を内容とする様々な制度の改正が行われた。
- ▶ こうした状況の中で、平成 27 年 11 月に、東京都は「総合教育会議」における協議を経て、知事が「東京都教育施策大綱 ～『世界一の都市・東京』で活躍する子供たちのために～」（地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 1 条の 3）を策定し、東京都長期ビジョンで掲げる 10 年後の東京で活躍する子供たち、さらには、その先の 2040 年代の社会を支える子供たちを育成するため、特に重要で優先的に取り組むべき 7 つの重点事項を示した。
- ▶ 平成 28 年 4 月に、東京都教育委員会は、「東京都教育ビジョン（第 3 次）」の一部を改定し、「東京都教育施策大綱」の策定、東京 2020 大会の開催決定、学習指導要領改訂に向けた国の教育改革の動向等を踏まえ、今後、中・長期的に取り組むべき基本的な方向性と主要施策を示した。
- ▶ 平成 29 年 1 月に、知事が教育委員会と議論を重ね、「東京都教育施策大綱 ～東京の輝く未来を創造する教育の実現に向けて～」を策定し、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき 8 事項を提示した。

#### 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

- 第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。
- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第 1 項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

<略年表>

年	東京都教育ビジョン	東京都・国 ※（ ）内は国
平成 16 年	「東京都教育ビジョン」策定	
平成 18 年		(「教育基本法」改正)
平成 20 年	「東京都教育ビジョン (第 2 次)」策定	(「教育振興基本計画」策定)
平成 23 年		「2020 年の東京」策定
平成 25 年	「東京都教育ビジョン (第 3 次)」策定	(「第 2 期教育振興基本計画」策定)
平成 26 年		「東京都長期ビジョン」策定
平成 27 年		「東京都教育施策大綱」策定
平成 28 年	「東京都教育ビジョン (第 3 次・一部改定)」策定	「2020 年に向けた実行プラン」策定
平成 29 年		「東京都教育施策大綱」策定

## 2 「東京都教育ビジョン(第4次)」策定の社会的背景

「東京都教育ビジョン」を策定するに当たり、子供たちが生きていくこれからの東京都の姿を分析することが重要です。その上で、将来の東京都を支え、社会の持続的な発展に貢献できる人材を育成するために、どのような教育が求められるのか、多面的・多角的に考えていかなければなりません。

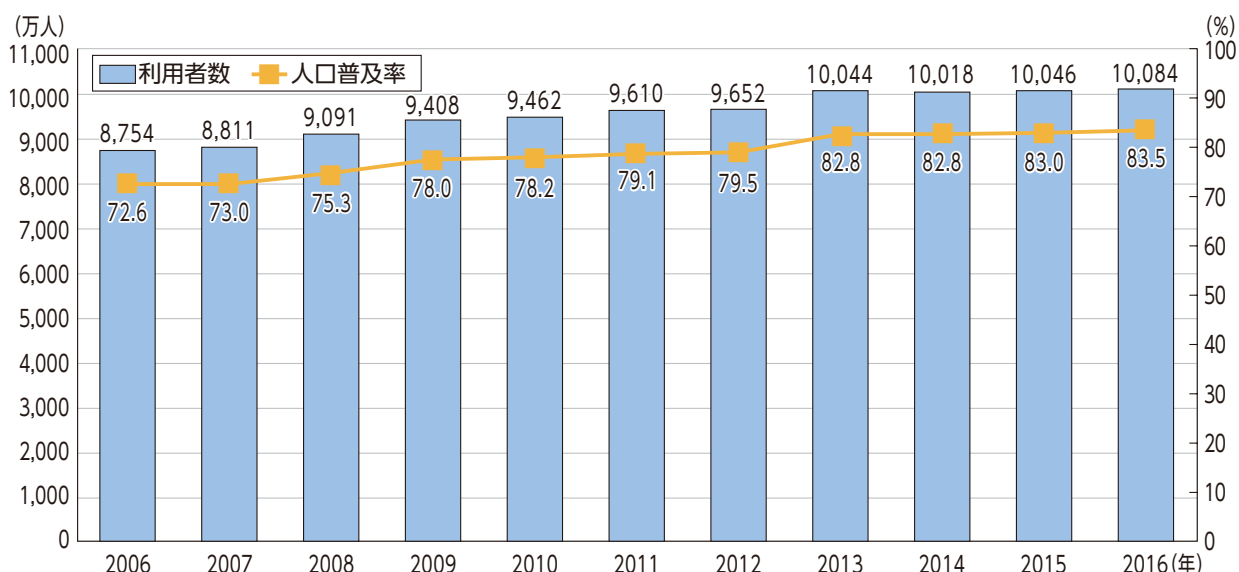
### (1) 情報技術の急速な発展

現在の情報化した社会では、第4次産業革命、あるいは Society5.0<sup>\*1</sup> などと呼ばれるほど、コンピュータやインターネット、人工知能（A I）や Internet of Things（I o T）<sup>\*2</sup> といった I C T の発達により、時間や空間の制約を乗り越え、日々、様々なサービスが創出されています。日本では既にインターネットの利用者数が1億人を上回り、人口普及率も80%を超えています。情報技術の発達により、生活がより便利になるとともに、人々のコミュニケーションや経済活動のボーダレス化が加速度的に進み、社会の仕組み・在り方までも大きく変化する時代になりました。

情報化の進展は、人々の生活の利便性を向上させ、人間の労働を軽減する一方で、近い将来、現在ある多くの仕事はA Iなどで代替されるのではないかと、との予測もあります。

人間の労働を代替する側面と雇用を促進する側面の両面を兼ね備えるA Iが普及する近未来の社会を見据え、今後必要とされる知識・技能の習得を通じた人材の育成が重要になってきます。

インターネット利用者数及び人口普及率の推移



※平成29年度「情報通信白書」(総務省)

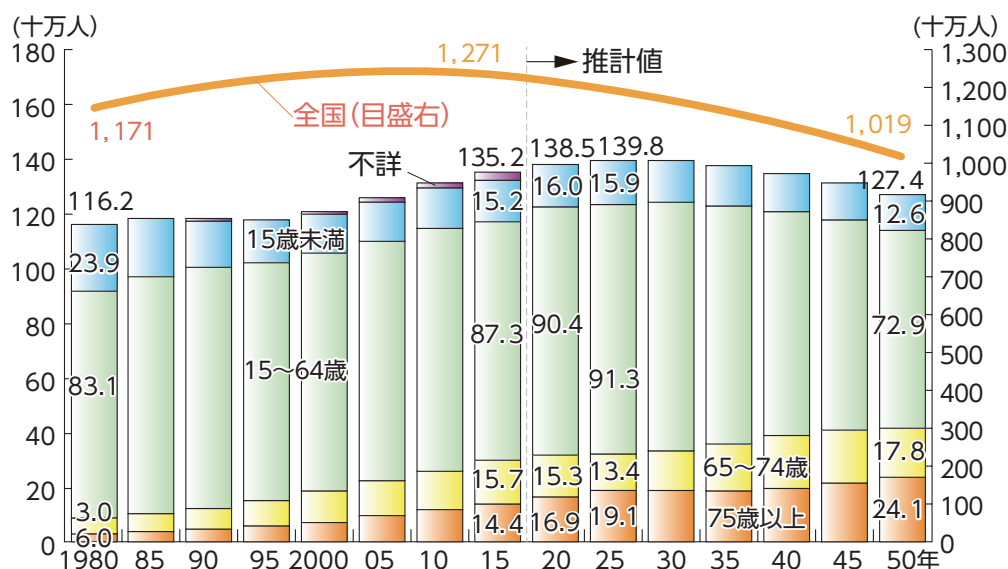
## (2) 超高齢社会の到来

東京都の人口は、平成 37（2025）年をピークに減少傾向となることが予測されています。これは、我が国全体の状況と比較すると若干遅いペースです。

一方で、東京都では高齢化が加速し、65 歳以上の割合が、平成 37（2025）年には 23.3%、平成 42（2030）年には 24.3% となり、約 4 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会に突入するとともに、出生数の減少などにより少子化も進んでいくことが予測されています。

子供たちが活躍する将来の社会は、社会保障費が急増するとともに、労働力が不足することが容易に想像できます。全ての子供たちが社会の形成者としての自覚をもち、自らのキャリアを力強く歩んでいく力を育むとともに、企業や学校等を退職した人材の活動の場を創設し、活力ある社会を築き上げていく必要があります。

年齢別人口・将来推計人口の推移（東京）



注 2015年以前は「国勢調査」に基づく実績値。2020年以降の全国は国立社会保障・人口問題研究所による推計値。2020年以降の東京都は東京都政策企画局による推計値。

資料 総務省「国勢調査」、東京都「2020年に向けた実行プラン」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」



### (3) 国際化の進展

東京都に在住している外国人は増加傾向にあります。東京都の総人口が20年前と比較して約15%増加している中で、外国人人口は20年前と比較して約70%も増加しています。

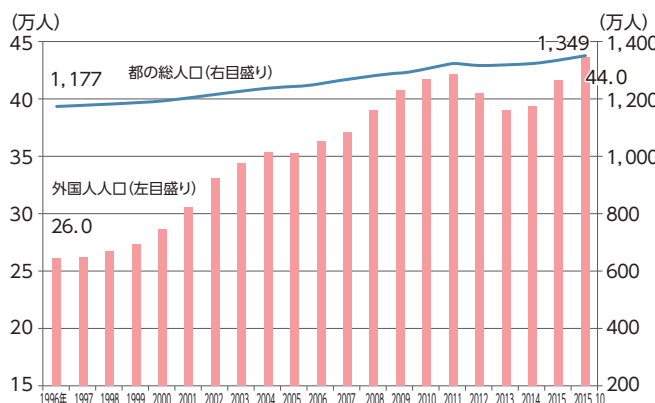
東京都は、外国人人口が全国で最も多く、その割合も全国で最高率であり、我が国に住む外国人の約20%が東京都で暮らしています。

また、東京の観光PRや旅行者の受入環境整備等の取組、諸外国における経済成長などにより、東京都を訪れる外国人旅行者数は、増加傾向にあります。

このことは、子供たちが、自分たちの学校や地域で外国人と接することが珍しくない環境になってきていることを示しています。将来は、世界で様々な国の人々と共に働き、共に生活することが当たり前の時代になることが見込まれます。

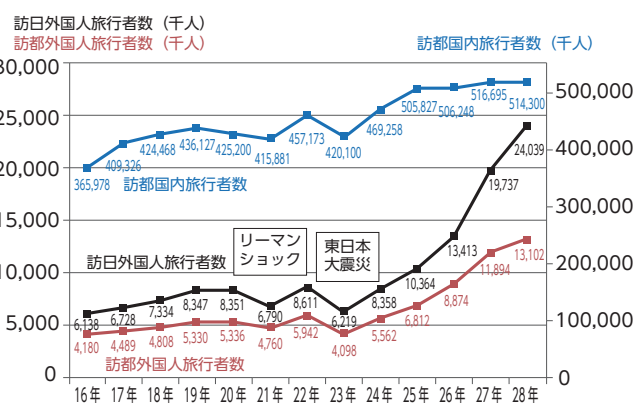
子供たちには、外国人と良好な人間関係やコミュニケーションを築くために必要な力を育成していくことが不可欠です。

都の総人口と在住外国人人口の推移



※東京都総務局「東京都の人口」から作成（各年1月現在）

訪日・訪都外国人旅行者数の推移



※東京都産業労働局資料から作成

### (4) 就業・就労状況の変化

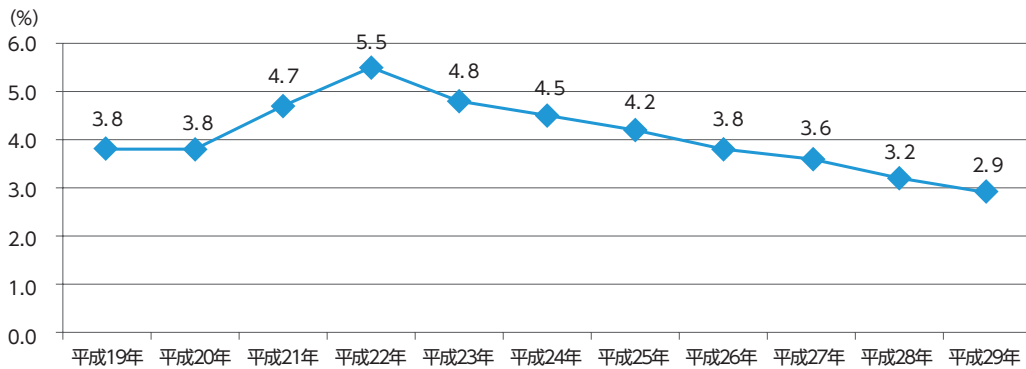
東京都の労働力人口に占める34歳以下の割合が近年低下しています。完全失業率は、緩やかな減少傾向にあるものの、東京都は全国より高い水準であり、長年高止まりの状況が続いています。若年者の完全失業率も全国より高い水準で推移しており、新規学卒者の3～4割が3年以内に離職するなど、就労の在り方も多様化しています。

また、東京都における女性の就業者数と就業率は増加傾向にあります。女性が職業に就くことへの意識も変化しています。内閣府が実施した世論調査によると、「子供ができて、ずっと仕事を続ける方がよい」と回答する割合は年々増加し、平成28(2016)年には男女ともに50%を大きく超えました。

さらに、東京都の民間企業における障害者雇用数も年々増加し、平成29(2017)年には過去最高の約18万1千人となりました。

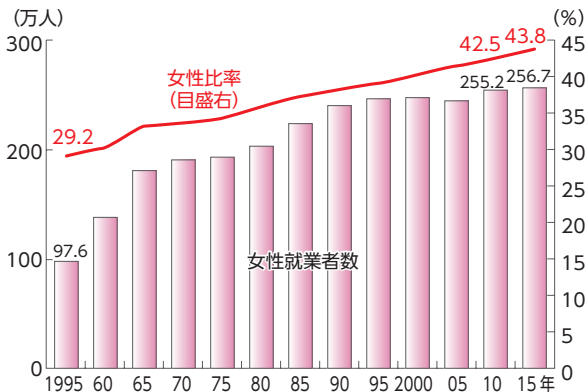
子供たちには、自らのキャリアに見通しをもたせ、主体的に社会へ参画する意欲と態度を育成していく必要があります。

東京都における完全失業率の推移



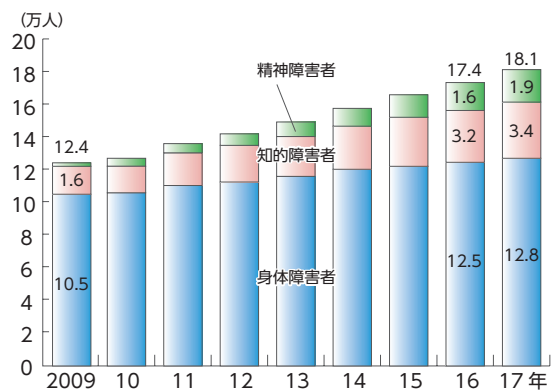
出典：総務省「労働調査」

東京都における女性の就業者数・比率の推移



出典：総務省「国勢調査」

東京都の民間企業の雇用障害者数の推移



出典：東京都労働局資料



## (5) 経済と産業の変化

世界各国の名目GDP（国内総生産）の総計は、1980年から2016年までの間に約6倍に増加しました。国・地域別にみると、アジアの増加が顕著で、中でも中国は1980年と比べて30倍以上に増加しています。

日本の名目GDPは、伸びに陰りが生じているものの、2016年には世界の約6.5%を占め、世界第3位にあります。また、その首都である東京都の都内総生産額は、一つの国と言えるほどの経済規模を有しています。

産業別に見ると、製造業はサービス業に次ぐ日本経済を支える大きな産業であり続けています。経済産業省、厚生労働省、文部科学省が2017年5月に発表した「2016年版ものづくり白書」によると、日本の製造業の業績は3年連続で回復傾向にあります。

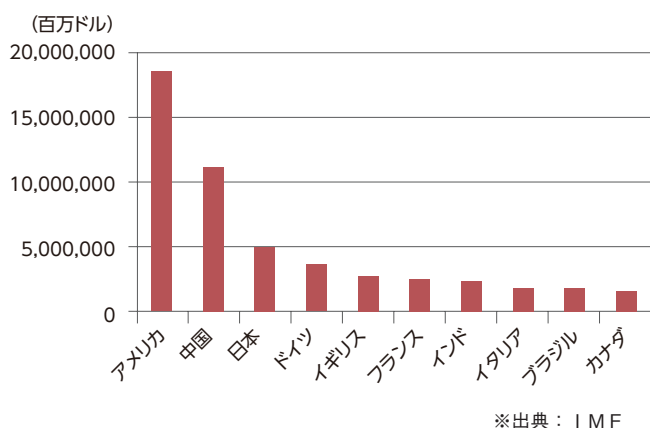
しかしながら、民間シンクタンクの調査によると、2002年時点で、日本の製造業は、高い競争力をもつ北米に次いで世界の2番手でしたが、この10年で国際競争力の低下が見受けられます。低コストで生産ができる新興国が台頭したことや、デジタル化などにより複雑な製造工程を必要としないものづくりが増加したことなどが要因と、本調査では分析しています。機械的な構造をもった製品（事務機械、自動車、工作機械など）は、製造工程が複雑なため、日本の競争力を維持できていますが、これも楽観視できない状況です。複雑なものを現場の力でつくり上げるという強みをどう生かすかが鍵となります。

また、「2016年版ものづくり白書」では、次のように指摘しています。

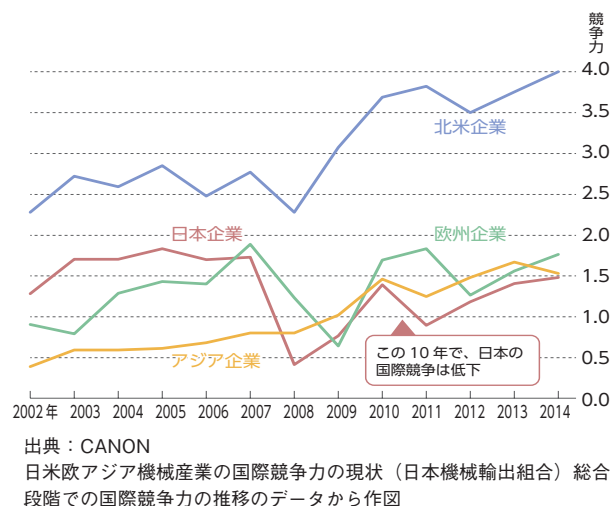
「付加価値が『もの』そのものから、『サービス』『ソリューション』へと移るなか、単に『もの』をつくるだけでは生き残れない時代に入った。海外企業がビジネスモデルの変革にしのぎを削るなか、我が国企業の取組は十分とは言えない。」

次代を担う子供たちには、ものづくりのスキルと、新しいビジネスモデルを創造し、東京ひいては日本の経済を発展させることができる力を育成する必要があります。

国別名目GDP（2016年）



製造業の国際競争力の推移



### 3 点検・評価との関わり

平成 25 年 4 月に「東京都教育ビジョン（第 3 次）」が策定されてから約 6 年が経過しました。この間、東京 2020 大会の開催決定、学習指導要領の改訂など、教育を取り巻く状況に様々な変化がありました。適切で効果的な施策を展開することで、教育改革を着実に推進し、学校教育の向上を図ってきました。

「東京都教育ビジョン（第 4 次）」の策定に当たっては、毎年度実施してきた事務事業に関わる「点検・評価<sup>\*3</sup>」なども参考に、これまでの取組を総括していく必要があります。

年度	都教育委員会の主な取組
平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○小学校算数における「習熟度別指導ガイドライン」の策定</li> <li>○「都立学校学カスタンダード」の策定</li> <li>○「体罰根絶に向けた総合的な対策」の策定</li> <li>○理数教育の充実（理数フロンティア校、東京ジュニア科学塾）</li> <li>○「研究開発委員会」の実施</li> <li>○「東京ベーシック・ドリル」の作成</li> <li>○「英語教育戦略会議」の設置</li> <li>○理数教育人材育成研修の実施</li> <li>○全公立小・中学校、高等学校へのスクールカウンセラーの配置</li> <li>○教員養成段階における実践的指導力の養成</li> <li>○「学校リーダー育成プログラム」の作成</li> <li>○都立小中高一貫教育校の設置に向けた検討委員会の設置</li> <li>○都立専門高校技能スタンダード事業の推進</li> <li>○アレルギー疾患対応研修の開始</li> </ul>
平成 26 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○外国人指導者（JET、ALT）の配置拡大</li> <li>○「オリンピック教育推進校」の指定</li> <li>○JICAと連携した「東京グローバルユースキャンプ」の実施</li> <li>○教員の海外派遣の実施</li> <li>○「東京都いじめ防止対策推進条例」の施行</li> <li>○「東京都いじめ防止対策推進基本方針」及び「東京都教育委員会いじめ総合対策」の策定</li> <li>○「防災活動支援隊」の全校設置</li> <li>○「東京都道徳教育推進教師養成講座」の実施</li> <li>○中学校数学における「習熟度別指導ガイドライン」の策定</li> <li>○中学校英語における「少人数・習熟度別指導ガイドライン」の策定</li> <li>○「第三次東京都子供読書活動推進計画」の策定</li> <li>○体罰防止に向けた「指導方法・意識改善プログラム」の試行</li> <li>○進学指導コンサルティング事業の実施</li> </ul>

年度	都教育委員会の主な取組
平成 27 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○都独自の新教科「人間と社会（仮称）」の試行</li> <li>○「東京ベーシック・ドリル（中学校版）」の作成</li> <li>○都独自の英語教材「Welcome to Tokyo」の作成</li> <li>○「東京グローバル10」（10校）の指定</li> <li>○中学校英語授業における少人数・習熟度別指導の加配教員の拡充</li> <li>○東京都版英語村の設置に向けた検討委員会の設置</li> <li>○中学生「島しょ体験ショートステイ」の実施</li> <li>○防災ノート「東京防災」の作成</li> <li>○「スポーツ特別強化校」の指定</li> <li>○「SNS東京ルール」の策定</li> <li>○特別支援学校「アートプロジェクト展」の開催</li> <li>○「東京都オリンピック・パラリンピック教育」実施方針の策定</li> <li>○「アクティブプラン to 2020」の策定</li> <li>○都独自の新教科「人間と社会」教科書の作成</li> <li>○「理数イノベーション校」事業の実施</li> <li>○「Good Coach 賞」の創設</li> <li>○「組み体操」等への対応方針の公表</li> <li>○ブリティッシュ・コロンビア州（カナダ）教育省との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○都立高校入学者選抜採点におけるマークシート方式の導入</li> <li>○「都立高校改革推進計画・新実施計画」の策定</li> <li>○「東京都発達障害教育推進計画」を策定</li> </ul>
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「東京ベーシック・ドリル」の電子化</li> <li>○「英語教育推進リーダー」の加配</li> <li>○「東京グローバル10」指定校等におけるオンライン英会話の実施</li> <li>○「伝統芸能鑑賞教室」の実施</li> <li>○「理数アカデミー」事業の実施</li> <li>○「チーム・メディカル」の結成</li> <li>○「理数研究校」の指定</li> <li>○都独自の新教科「人間と社会」の実施</li> <li>○不登校・中途退学対策の充実（モデル事業、SSW活用、フリースクールとの連携等）</li> <li>○全公立学校で「オリンピック・パラリンピック教育」を推進</li> <li>○「合同防災キャンプ」の実施</li> <li>○「ICTパイロット校事業」の実施</li> <li>○「高校生元気アップスポーツ交流事業（地方創生事業）」の実施</li> <li>○ラッピングバス（都立特別支援学校のスクールバス）の運行</li> <li>○水泳授業等における「スタート」の取扱いの決定</li> <li>○「考えよう！いじめ・SNS@Tokyo」の公開</li> <li>○「東京都英語教育戦略会議」報告書の発表</li> <li>○「校内寺子屋」の試行</li> <li>○ニュー・サウス・ウェールズ州（オーストラリア）教育省との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> </ul>

年度	都教育委員会の主な取組
平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○クイーンズランド州（オーストラリア）教育省との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○台湾 台北市政府教育局及び高雄市政府教育局との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○「東京都特別支援教育推進計画（第二期）・第一次実施計画」策定</li> <li>○「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」の策定</li> <li>○エデュケーション・ニュージーランドとの間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○「商業教育検討委員会」報告書の発表</li> <li>○「東京都におけるチームとしての学校の在り方検討委員会」報告書の発表</li> <li>○「姉妹校交流推進校」の指定</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ゆめナビプロジェクト研究校」の指定</li> <li>○学校設定教科「探究と創造（仮称）」の開発</li> <li>○DVD「子供たちの豊かな心を育むために大人たちにできることを考える」の作成</li> <li>○新聞（全国紙）を全都立学校の図書室へ配置</li> <li>○「SOSの出し方に関する教育を推進するための指導資料」（DVD教材）の作成</li> <li>○高等学校（パイロット校）における通級による指導の検討開始</li> <li>○「理数研究ラボ」事業の実施</li> <li>○都独自英語教材「Welcome to Tokyo」Beginner 及び日本語版（Elementary 及び Basic）の作成</li> <li>○「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」報告書の発表</li> <li>○「東京グローバル人材育成計画'20（Tokyo Global STAGE '20）」の策定</li> <li>○「小学校教育の現状と今後の在り方検討委員会」の答申</li> <li>○「東京都公立学校の校長・副校長及び教員としての資質の向上に関する指標」の策定</li> <li>○「東京都教職課程カリキュラム」の策定</li> <li>○「学校マネジメント強化モデル事業」の実施</li> <li>○「東京体験スクール」の実施</li> <li>○教育管理職確保策（処遇改善・選考制度の改正）の実施</li> <li>○管理職選考（B選考）有資格者に関わる制度の改正</li> <li>○都独自の給付型奨学金の創設</li> <li>○「都立小中高一貫教育校教育内容等検討委員会」報告書の発表</li> <li>○教職員の服務に関するガイドライン「使命を全うする」の作成</li> <li>○「東京ユースボランティア・バンク」の開設</li> <li>○「高度IT利活用社会における今後の学校教育の在り方に関する有識者会議」の提言</li> <li>○「学校における働き方改革推進プラン」の策定</li> <li>○「中学校における特別支援教室の導入ガイドライン」の作成</li> <li>○タイ教育省基礎教育委員会との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○教員個々の情報サイト「マイ・キャリア・ノート」の実施</li> </ul>

年度	都教育委員会の主な取組
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「性教育の手引」の改訂</li> <li>○「運動部活動の在り方に関する方針」の策定</li> <li>○「文化部活動の在り方に関する方針」の策定</li> <li>○「東京都がん教育推進協議会」の提言</li> <li>○「商業教育コンソーシアム東京」の設置</li> <li>○東京都英語村「TOKYO GLOBAL GATEWAY (TGG)」の開設</li> <li>○「SNSを活用した教育相談」の試行</li> <li>○プログラミング教育推進校の指定</li> <li>○「海外学校間交流推進校」の指定</li> <li>○「国際交流リーディング校」の認定</li> <li>○「国際交流コンシェルジュ」の創設</li> <li>○BYOD (Bring Your Own Device) の試行的な実施</li> <li>○小学校における英語専科指導教員の配置</li> <li>○「スクール・サポート・スタッフ配置支援事業」の実施</li> <li>○「部活動指導員」の活用促進</li> <li>○学校におけるブロック塀等の安全点検及び通学路の安全確保</li> <li>○「都立中高一貫教育校検証委員会」報告書の発表</li> <li>○都立学校における学校閉庁日の先行実施</li> <li>○教育電話相談をフリーダイヤル化</li> <li>○「理数リーディング校」事業の実施</li> <li>○医療的ケアを要する児童・生徒のための専用通学車両の運行開始</li> <li>○首都大学東京と包括連携に関する協定の締結</li> <li>○東京農工大学との連携に関する協定の締結</li> <li>○東京学芸大学との連携に関する協定の締結</li> <li>○「都立高校生等ボランティア・サミット」の実施</li> <li>○北京市教育委員会との間で、「教育に関する覚書」の締結</li> <li>○「幼小の一層の円滑な接続を図るための教育課程の研究・開発委員会」報告書の発表</li> <li>○「都立高校改革推進計画・新実施計画（第二次）」の策定</li> <li>○「英語『話すこと』の評価に関する検討委員会」報告書の発表</li> <li>○都政改革本部会議において、新たな財団設立を公表</li> <li>○「学校における働き方改革の成果と今後の展開」を公表</li> <li>○「都立小中高一貫教育校入学者の決定方法に関する検討委員会報告書」を公表</li> <li>○「学びの基盤」プロジェクトの開始</li> <li>○東京都生涯学習審議会による建議（「地域と学校の協働」を推進する方策について）</li> </ul>



「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条に規定されている点検・評価において、外部の有識者等から様々な意見を頂いています。

### <主な意見（要旨）>

- ▶ 東京都教育委員会が「東京都教育ビジョン（第3次）」に基づき実施した様々な事務事業により、総合的・体系的に取り組むべき教育の主要施策とその方向性を踏まえ、その実現に向けて取り組み、着実に成果を上げていることは高く評価できる。
- ▶ アジアにおいても注目度の高い「知」「徳」「体」を中心に、学校・家庭・地域社会に関連する項目を網羅し、学校教育が目指す目標の達成状況を多角的に分析している点は評価できる。
- ▶ 小学校・中学校・高等学校における基礎学力の定着に向けた施策と外部人材の活用による取組は、それぞれを関連付けることによって互いに効果を上げることができる。
- ▶ 教員の資質・能力の向上については、教育管理職の候補者を早期に見いだし、重点的に育成するため、教育管理職の業務の在り方や処遇の改善等を併せて検討すべきである。
- ▶ 教員が児童・生徒の教育指導に専念できる職場環境を整備するための対策、とりわけ時間外勤務の縮減方策を検討すべきである。
- ▶ 学校教育の問題等は、都教育委員会、区市町村教育委員会、学校あるいは教員のみで解決しようとするのではなく、社会全体で解決していくことが不可欠である。

「東京都教育ビジョン（第4次）」は、これまで多様な取組の成果を確実に継承・発展させ、これから予想される様々な教育課題に迅速に対応していくため、今後5年間の施策を展開する方向性を明示していく重要な役割があります。



## 4 「第3期教育振興基本計画」の考え方

国は、広く国民の間で教育施策の効果や必要性に対する理解を共有し、社会全体で教育改革を進めるため、平成30年6月に「第3期教育振興基本計画」を策定しました。その基本的な考え方を参酌し、東京都の教育施策を展開していくことが重要です。

以下、「第3期教育振興基本計画」の基本的な考え方を抜粋して示します。

### 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

### 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

### 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

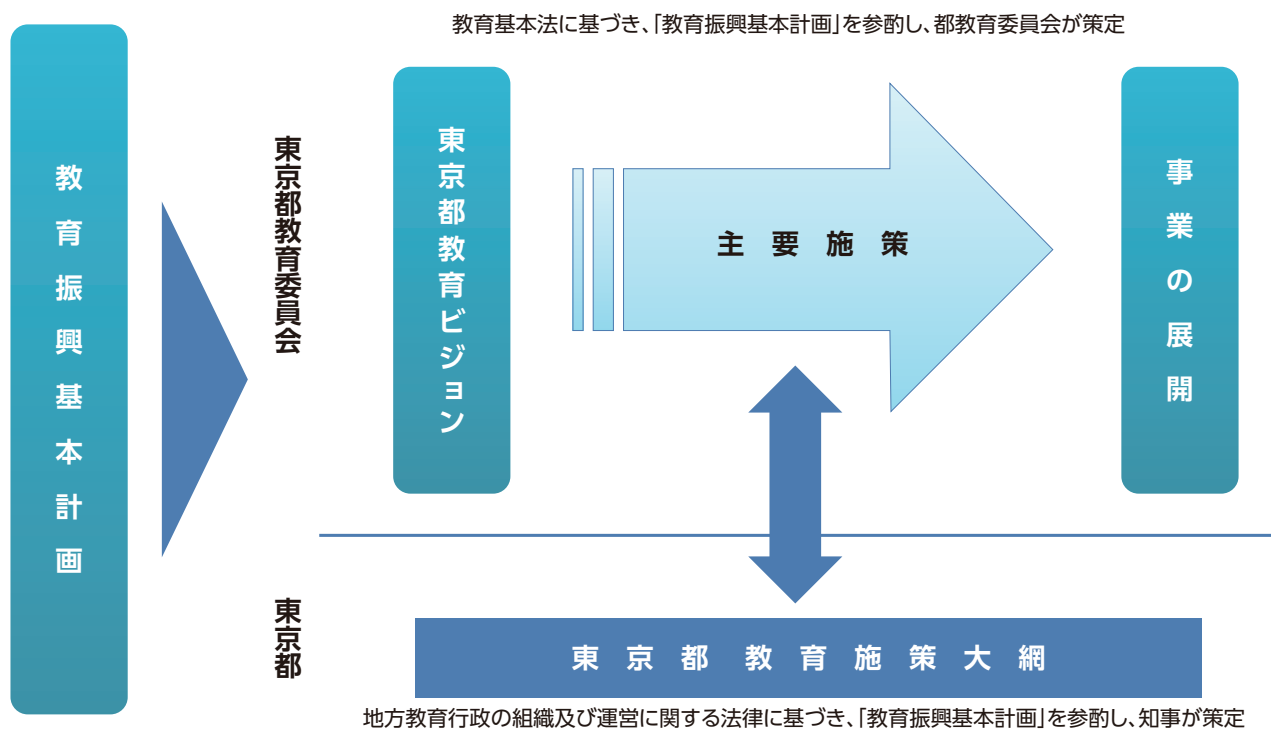
- 1 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
  - ・教育政策においてP D C Aサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
  - ・客観的な根拠に基づく政策立案（E B P M）を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進
- 2 教育投資の在り方
  - ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
  - ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
  - ・O E C D諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
  - ・その際、客観的な根拠に基づくP D C Aサイクルを徹底し、国民の理解を醸成
- 3 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造
  - ・超スマート社会（Society5.0）の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
  - ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
  - ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

## 5 「東京都教育施策大綱」の概要

「東京都教育施策大綱」は、東京都のこれからの教育の基本的な方向性を示すものとして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、知事が策定しました。その大綱では、東京の将来像とそれに伴う目指すべき子供たちの姿を掲げ、その実現に向けて特に優先的に取り組むべき以下の8事項を提示しました。

- I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
- II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
- III 世界で活躍できる人材の育成
- IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進
- V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
- VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
- VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
- VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化

この「東京都教育施策大綱」と「東京都教育ビジョン（第4次）」とが基本的な方針を共有し、より実行力ある施策を展開していくことが必要です。



## 6 次代を担う東京の子供の姿

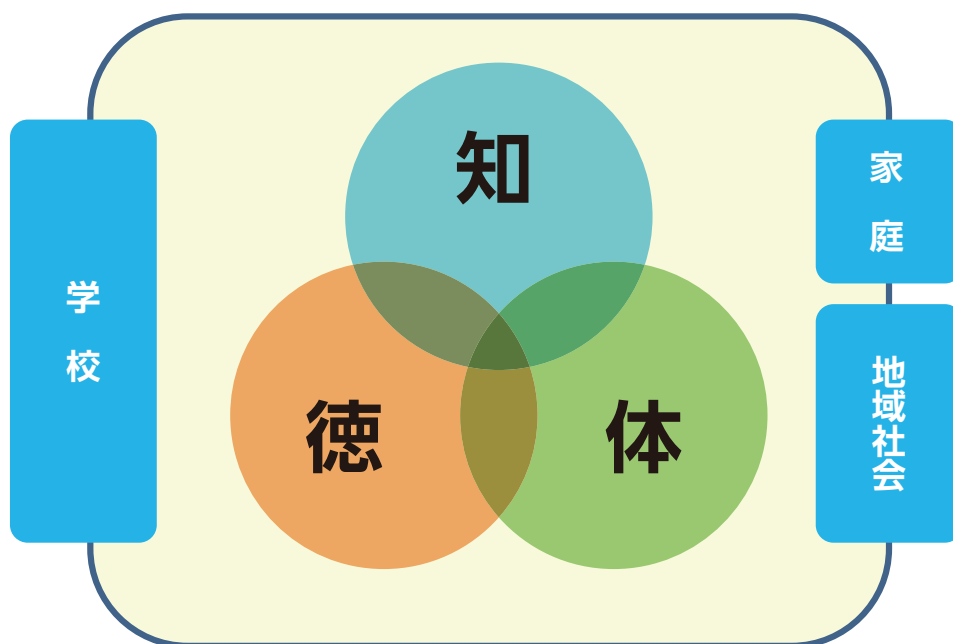
情報化や国際化など、急速かつ激しく変化するこれからの社会を主体的・創造的に生き抜いていく子供を育てていかなければなりません。

そのため、全ての子供たちに基礎的・基本的な力を確実に育成することが重要です。また、社会を牽引する専門的な力を育む教育も必要です。これらの教育を通して、生涯にわたって自ら学び、自ら考え、主体的に判断・行動し、より良く問題を解決する資質や能力を育てていかなければなりません。

さらに、自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力など、子供の「知」「徳」「体」をバランス良く育むことで、生涯にわたり学び続け、社会の持続的な発展に貢献する力を培っていくことが不可欠です。

一方で、学校だけで多様な価値観に対応し、子供一人一人の個性や能力を伸ばすことが難しい時代になっています。これからは、今まで以上に学校と家庭、地域・社会が相互に連携・協力して、子供を育てていくことが必要です。

これらのことを踏まえ、「東京都教育ビジョン（第4次）」では、「知」「徳」「体」の調和を図るための12の「基本的な方針」に基づき、30の「今後5か年の施策展開の方向性」を示しました。今後は、本ビジョンに基づいた施策を展開していくことで、学校と家庭、地域・社会とが共に力を合わせ、日本の未来を担う人材を育成してくとともに、誰もが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図っていきます。



# 7 「東京都教育ビジョン(第4次)」の体系

## 基本的な方針

1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育

2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育

3 グローバルに活躍する人材を育成する教育

4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育

## 今後5か年の施策展開の方向性

- ① きめ細かい指導を行い、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図ります
- ② 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します
- ③ 我が国の産業を支える専門的な力を伸ばす職業教育を推進します
- ④ 科学的に探究する力を伸ばす理数教育を推進します
- ⑤ 高度に情報化した社会で活躍できる力を伸ばす教育を推進します
- ⑥ 生きた英語が身に付き、コミュニケーション能力を伸ばす教育を推進します
- ⑦ 我が国や郷土の伝統・文化への理解を深める教育を推進します
- ⑧ 文化の多様性を尊重し、国際社会の発展に寄与する態度を育てる教育を推進します
- ⑨ 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育を充実します
- ⑩ 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育を充実します
- ⑪ 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットを構築します
- ⑫ 人権尊重の理念を定着させ、あらゆる偏見や差別をなくす教育を充実します
- ⑬ 生命を大切にす心や他人を思いやる心、規範意識等を育む教育を充実します
- ⑭ いじめ防止等の対策や自殺対策に資する教育を推進します

子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に

## 基本的な方針

貢献する力を培う

6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育

7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育

8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」

9 これからの教育を担う優れた教員の育成

10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」

11 質の高い教育を支える環境の整備

12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動

学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる

## 今後5か年の施策展開の方向性

- ⑮ 生涯を通じて、たくましく生きるために必要な体力を育む教育を推進します
- ⑯ 健康で充実した生活を送るための力を育む教育を推進します
- ⑰ 危険を予測し回避する能力や、社会の安全に貢献できる資質・能力を育む教育を推進します
- ⑱ 東京2020大会、さらにその先の社会で活躍するために必要な力を身に付ける教育を推進します
- ⑲ 次代を担う社会的に自立した人間を育成します
- ⑳ 生徒一人一人の能力を最大限に伸ばす学校づくりを推進します
- ㉑ 質の高い教育を支えるための環境整備を進めます
- ㉒ 優れた教員志望者を養成・確保します
- ㉓ 教員一人一人のキャリアに応じた資質・能力の向上を図ります
- ㉔ 教育者としての高い見識をもち、広い視野で学校経営ができる管理職を育成します
- ㉕ 教員が誇りとやりがいをもって職務に従事できる学校運営体制を整備します
- ㉖ 多角的に学校を支援する新たな体制を構築します
- ㉗ 教員一人一人の健康保持の実現を図ります
- ㉘ 質の高い学校教育を支える施設・設備等を整備します
- ㉙ 学校と家庭、地域・社会が一体となり、子供を見守り、育てる教育活動を推進します
- ㉚ 地域・社会の教育資源を活用し、子供を支え伸ばす教育活動を推進します

## 8 「東京都教育施策大綱」との関連

「東京都教育ビジョン（第4次）」と「東京都教育施策大綱」は、東京都が目指すこれからの教育の基本的な方向性を共有し、より実行力のある施策を展開していきます。

東京都教育ビジョン（第4次） （東京都教育委員会策定）		東京都教育施策大綱 （東京都知事策定）
基本的な方針		教育施策における重要事項
子供の「知」「徳」「体」を育み、社会の持続的な発展に貢献する力を培う	1 全ての児童・生徒に確かな学力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	2 社会の持続的な発展を牽引する力を伸ばす教育	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進
	3 グローバルに活躍する人材を育成する教育	III 世界で活躍できる人材の育成
	4 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育	IV 社会的自立に必要な力を育む教育の推進 VI 障害のある子供たちの多様なニーズに応える教育の実現
	5 豊かな心を育て、生命や人権を尊重する態度を育む教育	V 悩みや課題を抱える子供に対するサポートの充実
	6 健やかな体を育て、健康で安全に生活する力を育む教育	I 全ての子供が学び成長し続けられる教育の実現
	7 オリンピック・パラリンピックの精神を学び、育む教育	VII オリンピック・パラリンピック教育の推進
学校、家庭、地域・社会が相互に連携・協力して子供を育てる	8 生徒の多様なニーズと時代の要請に応える「都立高校改革」	II 新しい価値を創造する力を育む教育の推進 VIII 子供たちの学びを支える教師力・学校力の強化
	9 これからの教育を担う優れた教員の育成	
	10 教員の負担を軽減し、教育の質を向上させる「働き方改革」	
	11 質の高い教育を支える環境の整備	
	12 家庭、地域・社会と学校とが連携・協働する教育活動	